

令和2年6月10日

保険薬局各位

名古屋市立西部医療センター

後発医薬品調剤に係る報告の取り扱いの変更について

平素より、院外処方箋の適正な運用につきましてご協力いただきありがとうございます。西部医療センターでは、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄等についての報告をFAX等でいただいておりますが、このたび対応を変更することといたしました。

厚生労働省通知「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について（平成24年3月5日保医発0305第12号）第3-7」および「疑義解釈資料の送付について（その2）（平成24年4月20日事務連絡）問43」に則り以下の対応といたします。ご協力よろしくお願いいたします。

記

銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときのFAX等の報告は必要ありません。

お薬手帳への記載を行い受診時には持参するよう指導をお願いいたします。

以上

（担当：薬剤科 森下）

参考

処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について
(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号)

第 3 変更調剤を行う際の留意点について

7 保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

疑義解釈資料の送付について（その 2）（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）

（問 43）カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

（答）改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。